

インボイス制度への対応に取り組む免税事業者の皆様へ

オンラインで税理士に 相談してみませんか？



どんな相談ができるの？

- インボイス制度についてある程度は知っているが、仮に課税転換した場合の税負担がどれくらいになるのか計算したい。
- 簡易課税制度や2割特例等の計算方法がわからない。

どうやって申し込むの？

1. 事務局に電話
2. アカウント登録
3. 相談希望日時を選択
4. 相談日確定
5. 事前準備
決算額等の基本的な情報をお手元に準備いただきます。
6. 税理士にオンライン相談
Microsoft社のTeamsを利用いただきます。

事務局「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」※

一般電話

045-330-1365

ナビダイヤル

0570-028-045

受付時間

9時～17時（土日祝は除く）

※ 中小企業庁の令和5年度補正予算 事業環境変化対応型支援事業（インボイス相談窓口事業）で委託を受けたトランス・コスモス株式会社が運営しております。

相談受付窓口



<https://chusho-invoice.go.jp>

インボイス制度の基本的な情報を 知りたい場合は？



インボイス制度について知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。制度解説動画等をご案内しております。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

特設サイト

